

ルースカヤ・プラウダ簡素本の起源と意義

The Origin and Meaning of “Russkaya Pravda Short Version”

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

草 加 千 鶴

Chizuru Kusaka

はじめに

ルースカヤ・プラウダ (Русская Правда) (以下プラウダ) はキエフ・ルーシで成立した法令集である。これは文書として残された法令集としてはロシアで最も古く、キエフ・ルーシの社会・経済史を研究する上で『原初年代記』と並ぶ基礎資料のひとつに数えられている。この法令集は一人の編纂者の手によるものではなく、数世紀にわたって段階的に編纂された。このため、条文には当時の社会・経済の変遷が非常によく反映している。

プラウダが発見されて以来、ロシア内外の歴史学者、法学者、言語学者によって詳細な研究がなされてきたが、条文が簡潔すぎることに、100を超える数の写本が存在すること、さらにこれらの写本間に大きな差異が見られることから、文献を研究する上での大きな困難が生じた。そのため現在においてもなおその成立年代、起源、内容の解釈や条文の区切りに至るまで、さまざまな点で議論が続いている。

現存する写本は大別して簡素本 (Краткая Правда)、拡大本 (Пространная Правда)、短縮本 (Сокращенная Правда) とよばれる3つのグループに分けられるが、本稿ではこのうち最も成立年代が古いとされている簡素本を取り上げ、資料として利用するための最も重要な問題 成立と起源の解明を目的とするものである。

・ 簡素本の概要

簡素本は1738年にタチーシチェフ (В.Н.Татищев) によって『ノヴゴロド第一年代記・新輯本』の15世紀中葉の写本のうちに発見されて以来、現在までに17の写本が知られており、そのうち13の写本がすでに発見されている。これらの写本の中で最も古いものはアカデミー写本 (Академический список) と古文献委員会写本 (Археографический список) で、そのほかの11写本は18世紀から19世紀にかけてアカデミー写本 から、あるいはその複製から書写されたものである。最も

古い2つの写本の間には内容の点でほとんど差異がないが、基本写本として広く用いられているのは比較的欠損が少ないアカデミー写本である。

簡素本は成立年代の異なるいくつかの規範を含んでいる。簡素本は全部で43の条文¹から成っており、第1条(血讐に関する条文)から第18条(他人の槍や楯を破壊することに関する条文)は最古のプラウダ、またはヤロスラフのプラウダと呼ばれており、第19条(オグニシチャニン²の殺害に関する条文)から第41条(罰金の分配に関する条文)はヤロスラフの子等のプラウダと呼ばれている。このほかに簡素本には2つの独立した条文が含まれる。それは第42条(人命金徴収人への支払いに関する条文)(покон вирный)と第43条(橋梁建設者への支払いに関する条文)(урок мостников)であり、これらはヤロスラフ自身が定めたものとされているが、簡素本の一連の条文が成立した後、補足条項として書き加えられたものだと考えられている。

・ 簡素本の起源

1. プ라우ダの典拠

プラウダが編纂される以前にその典拠となったものがあつたかどうかという問いに対しても、さまざまな意見がある。一連の研究者はプラウダが編纂される際、あるいはゲルマン法の影響を、あるいはビザンチンの影響を主張した。また、プラウダがどの外国の影響も受けていないスラヴ人独自の法だと主張する研究者も決して少なくはない。

ロシアにおける法律の起源に関する問題は、国家の起源に関する問題と絡む非常に複雑な問題をふくんでおり、一概にどれが正しいとは言い切れない。現存する資料のみからロシアにおける法律の発生を完全に解明することは困難であるが、いくつかの仮説を立てることは可能である。ここに挙げる意見はもちろん断定的なものではなく、またさまざまなパリエーションが考えられることを付け加えておきたい。

(1)「ルーシの法」

プラウダの起源は何かという問題を考える際に必ず触れておかねばならないのは、10世紀のルーシとビザンチンとの間で締結された条約に見られる「ルーシの法」(закон русский)という記述である。これはおそらく東スラヴ人の慣習法であるが、かなり整ったものであり、その後のロシアにおける法の発展の基礎となったと考えられている。もちろんプラウダの編纂においても同様に「ルーシの法」がその主要な典拠となったと考えられている。

原初年代記によるとルーシとビザンチンの間には4度にわたって条約が交わされている。907年、912年の条約はオレーグによって、945年の条約はイーゴリによって、971年の条約はスヴァトスラフによってそれぞれ締結された。このうち「ルーシの法」について最も重要な記述がされているのは、

912年の条約と945年の条約である。

912年の条約は907年の条約と一体をなすものと考えられており、これらの条約はオレーグによるツァリグレード攻撃の結果、最終的に結ばれた。この条約にはギリシャ人とルーシ人の関係を調整する多くの条項が含まれ、ルーシ人とギリシャ人の間で結ばれたこれら一連の条約に含まれる規定は、すべて「ルーシの法」とギリシャ人の法を基準として定められている。

それではこれらの条約においてどの程度「ルーシの法」が反映しているのだろうか。「ルーシの法」に対する直接的な言及が、まさにその条約の本文において見られる。

912年条約

第5条 もしも剣で斬りかかり、あるいは何らかの器物で打つならば、その斬りかかることあるいは打つことに対して、ルーシの法に従って銀5リトラを差し出すべきである……。³

この条文では傷害罪に対して「ルーシの法に従って」銀5リトラという額の賠償が課せられることが定められている。このことから、傷害を受けた場合の金銭による賠償は「ルーシの法」だということがわかる。一方、当時のビザンチンには賠償金という制度はなく、体刑が主となっていたことが知られている。

ルースカヤ・ブラウダは、そのテキストからも明らかなように、金銭による刑罰を体系化したものであり、このことから、ブラウダは「ルーシの法」を基礎として編纂されたものだと考えられる。

このことを裏付ける要素が、ビザンチンとの条約とブラウダの比較において見られる。たとえば、条約では傷害罪は上に挙げたような条文に従って罰せられるが、簡素本では器物を用いての傷害罪は次のように定められている。

第3条 もし誰かが棒、あるいは杖、あるいは拳、あるいは盃、あるいは角（角型の容器）、あるいは刀の平で打つならば、12グリヴナ（を支払う）……。

第4条 もし刀によって、だがそれを抜かずに（打つならば）、あるいは（刀の）柄で打つならば、12グリヴナ（を支払う）。

これらの条文は、あきらかに上に挙げた条約の規定と関連がある。また、945年の条約の第3条にはチェリヤジ（奴隷）がルーシ人のもとから逃亡した場合について定められているが、同様の条文がブラウダにも見られる（簡素本、第11条）。

殺人罪についての規定にも、類似の部分が見られる。

945年条約

第13条 もしキリスト教徒がルーシ人を、あるいはルーシ人がキリスト教徒を殺すならば、殺害を行った者は殺された者の近親者によって捕らえられるべきであり、彼らは彼を殺すべきである……。

簡素本

第1条 人が人を殺した場合、兄弟に対しては兄弟が、父に対しては息子が、息子に対しては父が、あるいは兄弟の子が、あるいは姉妹の子が復讐するべきである。

いずれの条文でも、殺人が行われた場合、近親者による復讐が認められており、プラウダでは復讐することができる近親者の範囲が具体的に示されている。

このように、条約とプラウダの条文には類似の部分が見られる。このことからプラウダの基礎となったのは「ルーシの法」であったと考えることができる。

この条約によってビザンチンの法が「ルーシの法」に強く影響を与え、その影響を受けた「ルーシの法」がプラウダに取り入れられたのではないかと、という疑問が生じるであろうが、この条約によってプラウダがビザンチンの法の大きな影響を受けたとは考えにくい。なぜなら当時国内における公の権力はさほど強力ではなかったからであり、このことは血讐の存在が何よりもまず証明しているといえる。血讐は国家による刑罰ではなく、いわば個人による制裁を認めたものであり、著しく社会の秩序を乱すものであった。それゆえに公権力の確立にしたがって血讐も次第に消滅していく。

しかし、この条約が双方の法を基礎にして定められているとしても、そのうちのどれが「ルーシの法」でどれがギリシャ人の法かを正確に区別することはできない。したがって条約のみを用いて東スラヴ人の慣習法としての「ルーシの法」がどんなものであったかを復元することはできず、古ルーシにおける法の発展を跡付けることは難しい。一方、プラウダは条約とは異なり、国内の法集成であるがゆえに「ルーシの法」すなわち東スラヴ人の慣習法をよりよく保っており、さらに長い時間をかけて、少なくとも2世紀にわたって段階的に編纂され続けたため、法がどのように発展していったかをはっきりと反映しているのである。

(2) プ라우ダにおけるゲルマン法の影響

すでに見てきたように、プラウダは「ルーシの法」を基礎として作られたものだと考えられており、おそらく10世紀のギリシャ人との条約において「ルーシの法」と呼ばれている東スラヴ人の慣習法を反映しているとされている。しかしながら、この見解は全ての研究者に支持されているわけではない。

プラウダがヴァリャーグによってルーシに持ち込まれたという考え方は、ポゴージン (M. П. Погодин) に代表される革命前の研究者に多い。彼らは最初のルーシの諸公がヴァリャーグ、すな

わちスカンジナビア人であったという考えに基づいて、これらのヴァリャーグが自分の故郷の法をルーシに適用したと考えた。彼らがゲルマン起源説を主張する根拠はこうである。プラウダの条文に見られるいくつかの要素、たとえば殴打・損傷に対する復讐と罰金や他人の馬に乗る行為の罰則規定は、スカンジナビアの法に見られるものと同じである。ゆえにヤロスラフが作成した条文は、ゲルマン起源のものであることは議論の余地がない。このように主張するとともに、彼らはプラウダを、西欧の中世初期国家における慣習法典（『サリカ法典』⁴、『リプアリア法典』⁵など）と比較して、これらの法典が何らかの文章の形でヴァリャーグとともにルーシに入ってきたのだと述べている⁶。

プラウダがヴァリャーグによってルーシに持ち込まれた、あるいは大変な愛書家であったヤロスラフが、何らかの形でヴァリャーグの持ち込んだ法を見て引用したのだとする説は、完全に否定することはできない。しかしただ一つ疑問が残るのは、住民の反乱にも見られるように公権力がそれほど絶対的でなかった時代において、公によって導入された外国法がルーシの地の住民に簡単に受け入れられたか、ということである。

ポゴージンの主張するように、プラウダの条文のほとんどはゲルマン法に起源を持つとまでは言えないが、それでもやはりプラウダのいくつかの条文において、ゲルマン法が反映していると考えられる研究者は少なくない。

4巻にわたるプラウダ研究を著したドイツ人学者ゲッツは、最古のプラウダがヴァリャーグ到来以前の、9世紀の東スラヴ人の慣習法を記録したものだとも認めながらも、プラウダに含まれるいくつかの条文が、ゲルマン法から、特に6世紀初頭に編纂されたサリカ法典から借用されたものだとも主張している。彼はいくつかの条文をその借用の例として挙げている。

中でもとくにその顕著な例として、ゲッツはスヴォード(свод)と呼ばれる裁判手続を挙げている。スヴォードは、古ルーシにおいて原告が積極的な役割を果たした裁判手続の一種である。スヴォードに対する言及は、簡素本では第14条にみられる。

第14条 もし誰かが（盗まれた物を発見したら）それを取ってはならず、彼に「私のものだ」と言ってはならず、このように言うべきである「それを取った場所にスヴォードに行け」。もし行かなければ、（被告は）5日以内に保証人を立てるべきである。

第14条では、盗難にあった物が他人のもとで発見された場合には、スヴォードと呼ばれる裁判手続を経て取り戻すべきことが定められている。盗品の本来の持ち主が他人のところその品を発見した場合、すぐには取り戻すことはできない。その盗品を所有している者が自らを犯人とは認めなかった場合、あるいは事情を知らない善意取得者であった場合、スヴォードが行われる。原告は、盗品の現在の所有者とともに、その前の持ち主のところへ行く。その時点で、現在の所有者は被告ではなくなる。もし現在の所有者に盗品を渡した者が、犯人ではなかった場合、今度はその人が被告となって、さら

に盗品を誰から得たかを示すため原告とともにさらにその前の所有者のもとへ行く。これを繰り返していくうちに誰から得たかを証明できない者に至る。最終的にその人が犯人とみなされる。犯人が明らかになった時点ではじめてもとの持ち主は盗品を取り戻すことができる。この手続がスヴォードである。

同様の手続が、ゲルマン法にも見られる（『サリカ法典』第33条、追跡について）。このことから、ゲッツは第14条が明らかに『サリカ法典』からの借用であり、古ルーシの慣習法を基礎とした最古のプラウダへの追加規定であると考えた⁷。

簡素本第14条が追加規定であり、『サリカ法典』からの借用であるとする根拠を、勝田氏はゲッツの意見を引用しながら、第13条と比較して説明している。

第13条 もし誰かが、他人の馬、武器、あるいは衣服を取り、（持ち主が）自分の共同体（мир）で（盗まれた物を）発見した場合、彼は自分の（盗まれた）物を取るべきである。（犯人は）3グリヴナを損害に対して（за обиду）支払う。

勝田氏はこれらの条文を比較して、第14条の精神が第13条と矛盾しているとし、次のように述べている。

第13条の所有物取戻しの様式は、極めて素朴である。それは第1条の血讐と同様に、自力救済原則を標榜している。これに対して第14条はこの原理を廃棄する。前者の原理は自己の財産を不法占有者から直接自ら取り戻すという、当事者間の私的な自助行為である。これに反して後者は、終局的な責任者を発見するための形式的な調査手続を規定している。それは自助行為の放棄を意味するのであって、その意味で公的な性格が濃厚である。第13条の原理と第14条の原理は排斥しあう。そこで第14条は追加規定であろう。⁸

勝田氏はこのような結論に至っているが、はたして勝田氏の言うように簡素本第13条の原理と第14条の原理は互いに排斥しているといえるだろうか。

簡素本第13条によると、盗まれた物が自分の共同体の中で発見された場合、本来の所有者は直ちにそれを取り戻すことができる。それに対して、第14条は盗まれたものをすぐに取り戻してはならず、スヴォードという手続を行うべきことが定められている。これらの条項は、一見して矛盾しているように見える。しかしながら、第13条と第14条のテキストを比較してみると次のことがわかる。第13条では、自分の物をすぐに取り戻すことができるのは、「自分の共同体の中で」発見した場合という条件のもとでのみ行われるとも受けとられる。これに対して第14条では、盗品の発見場所が特に定められていない。このことから、第14条は、盗品が自分の共同体以外の場所で、すなわち他の共同体において発見された場合を規定しているとも考えられる。つまり、この第14条はある共同体の領域内で、他の共同体に属する者が勝手な振る舞いをするを規制しているとも考えられるのである。

このように、第13条と第14条を比較する限りこれらの条文の原理が矛盾しているとは言いがたい。それにスヴォードという裁判手続は、ある特定の文化圏でしか発生しなかったような複雑な手続ではないと考えられる。盗まれた品が他人のところで発見されたとき、それをどこから手に入れたかを追求するというのは、きわめて当然な行為だからである。ゆえにこの行為を裁判手続として採用することは、ゲルマン法に限ったことではなく、スラヴ人の慣習として根ざしていたとも十分考えられるのである。したがって第14条がゲルマン法から借用された追加規定であるとは言い切れない。

(3) 最古のブラウダは純粹なスラヴ人の慣習法の集成か

ブラウダにゲルマン法の影響があったと考えるポゴージンやゲッツの説に対し、真っ向から異議を唱えるのは、グレーコフやユシコフをはじめとするソヴィエト歴史学者である。グレーコフは著書『キエフ・ルーシ』の中で、ブラウダをゲルマン起源だとみなすポゴージンらの意見を激しく批判している。彼はマルクス主義の立場から、6世紀のビザンチンの歴史家プロコピオスなどの言葉を引用し、スラヴ人がすでに6世紀から7世紀にかけて国家としての一定の機能を満たす政治的統合を形成しており、ヴァリヤグによってルーシに法が持ち込まれるような余地は全くなかったと述べ、さらにロシアが氏族制から封建制へ、奴隷制を経由せずに直接移行したと主張し、キエフ・ルーシは封建制の最初の段階であって、したがってブラウダは封建法であると考えている。グレーコフはまたルースカヤ・ブラウダと同時代に成立したスラヴ人の他の立法文献（『ポーリスカヤ・ブラウダ』（Польская Правда）⁹、『人民裁判法』（Закон Судный людем）¹⁰、『ヴィノドール法』（Винодольский статус）¹¹など）を比較研究することで、封建制の初期段階における何らかの共通する法則を説明し、いくつかの共通の制度の進化や特徴を深く理解し、その制度の中でどれが新しい要素でどれが古い要素かを個々に説明することができるとし、これらの文献を平行して研究する可能性について述べている¹²。グレーコフらの主張するように、ブラウダがルーシで生まれ発展した規範の総体であるとするならば、それはどのようにして生まれたのだろうか。法律より先に生じるのは慣習法であるとされるが、法律と慣習法の決定的な違いは何かというと、法律が権力によるある一定の認可を持つのに対し、慣習法はそれを持たないということである。スラヴ人がヴァリヤグ到来以前に氏族的結合をなし、そこに道徳律や宗教規範などに従って生活していたとすれば、スラヴ人に法があったと考えることが出来る。しかしながら、ヤロスラフの時代にはじめてブラウダが編纂されたという前提で考えると、それまでの間純粹にスラヴ的な法のみが保たれていたと考えるのは難しい。そのように考える根拠として、まずヤロスラフの時代にはルーシは国際的に孤立していたのではなく、すでに外国との交流が頻繁にあったことが挙げられる。オレーグやイーゴリの時代にギリシャ人との間にルーシ人とギリシャ人の関係を定める条約が結ばれ、ウラジーミルによってルーシへキリスト教が導入されたとともに、外国の書物が持ち込まれるようになり、ヤロスラフが自分の娘たちを外国に嫁がせたことを考えると、ルーシがかたくなに慣習法を守り一分の影響も受けなかったということは

なかったのではないだろうか。また、6世紀から7世紀にかけてスラヴ人にはすでに国家的統合があり、キエフ・ルーシは封建制社会であったとするグレーコフの説¹³に対しては、すでにいくつかの批判が存在する。ロシアにおける封建制の発生時期については議論が多いが、グレーコフが主張するよりも遅い時期に成立したのではないかという考えが、現在では一般的である。

(4) ビザンチンの影響

プラウダの起源に関する別の考え方として、ビザンチンを始めとするゲルマン法以外の外国法の影響が考えられる。プラウダに対するビザンチンの影響を主張するのは、カラチョーフ、セルゲーエヴィチ、クリュチェフスキイなどである。クリュチェフスキイによると、プラウダは11世紀および12世紀のロシアで、ビザンチンの法文献を参考として、教会司法の中から生み出された。¹⁴彼はプラウダに対するビザンチンからの影響、とりわけ聖職者の影響が強かったと考えたのである。また、セルゲーエヴィチは、拡大本において教会裁判の実務の痕跡がみられるとしている。そのほかに、この説を支持する研究者の中には、プラウダにおいて『舵の書』(Кормчая Книга)からの借用がみられると主張する者もいる。

拡大本の写本の多くは教会法文献である『舵の書』や『正義の尺度』(Праведное Мерило)の写本の中に見出される。ギリシャ人との条約の時期、すでに10世紀にはギリシャの法はルーシ人に知られていたことは、まさにその条約のテキストからも明らかである。また、プラウダが編纂されたとされる11世紀には、すでにキリスト教の導入とともにギリシャのノモカノン(教会法と世俗法との混合体の集成)がスラヴ語に翻訳されており、ギリシャ人によって、スラヴ人をキリスト教に改宗させるために定められたエクログエ(世俗法の集成)などのビザンチンの文献からの寄せ集めによって編纂された『人民裁判法』などが存在した¹⁵。

クリュチェフスキイは、10世紀にルーシとビザンチンとの間に結ばれた条約の意義についても言及している。上にも述べたように、これらの条約によってツアリグラードにおけるルーシ人とギリシャ人の諸関係が規定され、彼らの間に生じた刑法上および民法上の違反事件はギリシャの法とルーシの法によって審理された。クリュチェフスキイはこのことに基づいて、「ルーシの法」について次のように考えている。まず条約の締結に参加したルーシの代表の中にスラヴ系の名前が見られないことから、ルーシの代表はヴァリヤグ人であったと考えられる。ヴァリヤグ人は、9世紀にドニエプルおよびこの平原のほかの河川に沿う商業都市において、支配的な階層、少なくともその顕著な要素となった。10世紀のオレーグの時代には、ヴァリヤグ人はスラヴ人の神々を自分のものとして誓うようになり、ビザンチンでの勤務と貿易を通じてキエフ・ルーシの都市住民に対し、ビザンチン的な法概念と慣習の導入者となった。そしてルーシの統治と法の中に、自分たちの行政上および法律上の概念をヴィーラなどの用語とともに持ち込んだのである。「ルーシの法」は東スラヴ人を支配しビザンチンと交渉を持った混合的なヴァリヤグ=スラヴ階層(スラヴ化したヴァリヤグ人)であるルーシの慣

習法であり、ルーシとヴァリヤークの慣習法の融合である¹⁶。

クリュチェフスキイのこの考えは興味深い。彼の主張するように、条約に参加したルーシ側の代表がヴァリヤーク人だとすれば、またそれらのヴァリヤーク人と東スラヴ人の2世紀にわたる共存の中でヴァリヤークの慣習法と東スラヴ人の慣習法がある程度融合していたとすれば、条約における「ルーシの法」はすでにヴァリヤークの法からの影響を受けたものである。それを典拠としたプラウダにもやはりヴァリヤークの慣習法が反映している。しかし、プラウダに含まれる条文のうち、どれがヴァリヤークのものでどれがルーシの、すなわち東スラヴ人の慣習法であるかを区別することはきわめて困難であろう。

(5) まとめ

以上のように、ほとんどの研究者によって、プラウダにおける東スラヴ人の法の反映が認められている。このことは上に挙げた簡素本第1条によっても裏付けられる。

この条文では復讐者の範囲が制限されており、すでに消滅しつつあった氏族制の名残が見られる。人命金の規定もヤロスラフによって初めて定められたのではなく、より古い時代の規範に則ったものだといえる。たとえば、原初年代記の996年には、公が罰金を徴収していた事実が記されている¹⁷。この記述によると、ウラジーミルは殺人賠償金を停止し盗賊を罰し始めたが、主教や長老の助言を受け入れ父と祖父の定めに従って人命金を取るようにした。ウラジーミルはその人命金を戦争の費用として国家の経費に当てていたというのである。このことから殺人賠償金はウラジーミルの父や祖父の時代、少なくとも10世紀の中頃にはすでに存在していたと考えられる。

このように、ルーシにはもともと何らかの慣習があり、それがビザンチンやヴァリヤークなどの外国法の影響をある程度受け、ヤロスラフの時代に初めて成文法としてまとめられたのだということである。しかしながらヤロスラフは立法者ではなく編纂者であった。浸透しつつあった公権力をさらに強めるため、あるいは諸都市間での商業の発展に伴い、人の交流が激しくなるにつれて起こった、さまざまな問題の解決の基準として、以前から存在していた慣習を、権力の承認を持つ法典という形で成文化したのではないだろうか。したがって、簡素本の最古のプラウダはヤロスラフによって、おそらく11世紀前半に編纂されたものであるが、その条文にはより古い時代のルーシの慣習法にきわめて近い規範が反映していると言うことができるであろう。この最古のプラウダを基礎として、その後のプラウダは実にさまざまな要素を吸収しながら発展していったのである。

・ 簡素本の成立年代

プラウダが編纂された年代を確定することは、資料として利用する上で、言うまでもなく極めて重要な問題である。この問題はさまざまな研究者によって仮説が立てられてきたにもかかわらず、未だ

完全に解明されてはいない。

簡素本は『ノヴゴロド第一年代記・新輯本』の1016年の項に載せられているが、その条文の全てが同じ年に作られたのではないことは明らかである。第18条の後に、第19条以下の条文が、ヤロスラフの子等によって定められたものだと示す記述がみられる。そこに挙げられている公の名前はイジャスラフ、フセヴォロド、スヴァトスラフの3名であるが、1016年には彼らはまだ生まれておらず、法典の作成に参加することは不可能である。このことから、全体としての簡素本が1016年に制定されたかどうかは極めて疑わしく、おそらくプラウダ自体が後世の年代記作者によって『ノヴゴロド第一年代記』の本文の中に挿入されたのではないかと考えられる。

1. 最古のプラウダ

それでは、年代的にプラウダの中で最も古いとされているヤロスラフのプラウダは、一体いつ編纂されたのだろうか。この問題についてはいくつかの説が存在するが、大きく分けてヴァリャーグ人が到来する以前か以後かの2つの説に分けられる。

(1) ヴァリャーグ到来以前説

最古のプラウダの成立を、ヴァリャーグ到来以前、すなわち9世紀中頃以前だと考えるのは、トビン、ゲッツ、勝田氏などである。彼らはまず、最古のプラウダにビザンチンの法典（『エクロゲー』、『プロケイロン』）や、そのスラヴ語への翻訳である『人民裁判法』からのはっきりした借用の痕跡が見られないことから、最古のプラウダの成立をキリスト教採用やギリシャ人との条約以前、すなわち10世紀以前であると考えた。さらに、最古のプラウダにおけるいくつかの条文を、ヴァリャーグ人の到来以後にゲルマン法の影響によって追加されたものだとし、残りの条文にこそ純粋な慣習法が反映されていると考えた。まさにこのことによって、彼らは最古のプラウダが8世紀から9世紀に成立したと考えるのである¹⁸。その根拠としていくつかの例が挙げられている。最古のプラウダにおいて社会的身分の差が自由人と奴隷の間にしか認められないこと、公によって徴収された罰金であるヴィーラやプロダージャについての言及がないこと、公あるいは公の活動についての言及がないことなどである。これらのことによって、彼らは最古のプラウダはヴァリャーグ人の到来以前に成立したものだとして主張するのである。

また、簡素本がノヴゴロド第一年代記の1016年の項に記されていることに関しては、彼らは年代記作者の誤解だと主張する。そこにはヤロスラフが兄との戦いにおいて自分を援助したノヴゴロドの住民への報酬としてプラウダを書いて与えたという記述があるが、彼らによると、簡素本はノヴゴロド人への報酬をことさらに含むものではないからである。

しかしながら、この説はすでに多くの批判にさらされている。多くの研究者は、最古のプラウダに慣習法の反映を見ながらも、この文献の成立をやはり11世紀のヤロスラフ治世下に見出している。

確かに、ゲッツらが主張するように、最古のプラウダには東スラヴ人の慣習法の反映が見られる。この点では一連の研究者とも一致している。だがこの文献の成立自体を8世紀から9世紀と考え、その前提にそぐわない条文はすべて追加法令であるとする考え方には疑問の目を向けざるを得ない。ロシアにおいて文字が導入されたのは10世紀だとされているが、彼らが主張するように最古のプラウダが8世紀から9世紀に成立したとするならば、それはどのようにして記録されたのだろうか。口承によって伝えられたのであろうか。それとも彼らも主張するような「純粋な東スラヴ人の慣習法」が、ヴァリャーグの言葉で書かれたとでも言うのだろうか。もちろんそれは根拠薄弱である。それゆえに最古のプラウダが8世紀から9世紀に編纂されたと考えることはきわめて難しい。最古のプラウダが文字によって記録されたとき、すでにギリシャ人の法はルーシにおいて知られていたし、ヴァリャーグの法も知られていたかもしれない。ただそれらの外国法が与えた影響は、長年にわたって形成され続けてきた慣習法を著しく変化させたとは考えにくい。したがって、最古のプラウダには東スラヴ人の慣習法の反映がみられるが、文献自体は8世紀から9世紀に成立したとはいえないであろう。

(2) 11世紀説

『ノヴゴロド第一年代記』の記述や、プラウダのテキストにおける直接の言及に従って、プラウダの最初の編纂者はヤロスラフ賢公だということは、ほとんどの研究者が認めている。

しかしながら、簡素本の成立年代、とくに最古のプラウダが編纂されたとされる年代に関しては、いくつかの意見がある。その中でも比較的支持されているのは、最古のプラウダを1016年の成立とする見解で、これは簡素本そのものが含まれている『ノヴゴロド第一年代記』の記述に基づいたものである。

『ノヴゴロド第一年代記』によると、1016年にヤロスラフが兄スヴァトポルクとの戦いに勝利し、その戦いにおいて自分を援助したノヴゴロド人に対して、プラウダを与えたことが記されており、その記述に続いてプラウダの条文が記されている¹⁹。ペトルーヒン（В. Я. Петрухин）は、当面の国内紛争が法改革、すなわちヤロスラフによるプラウダの制定によって完了したと考えている²⁰。ただ、プラウダに関する記述とそのテキストは『ノヴゴロド第一年代記』の中でも新輯本においてのみ見られるもので、古輯本には一切みられない。このことからヤロスラフがプラウダを与えたというのは伝説ではないかといった意見さえも生まれた。クリュチェフスキイは、1016年のこの言葉自体が、年代記作者がなぜここにプラウダを挿入したかを説明するために、後から挿入されたものだと考えている²¹。

なぜプラウダは『ノヴゴロド第一年代記』新輯本にしかないのか。その理由として、年代記の写本が作成される際、新輯本の写字生が古輯本の写本よりも古い年代記集成を利用したのではないかと一部の研究者は考えている。さらに彼等によれば、新輯本の基礎となったこの古い集成にはプラウダが含まれていたが、それは現代まで伝わっていないという。しかしながら、この説はあくまで推測に基

づいたものであり、根拠が薄弱であるためあまり採用されていない。これに対し、現在では多くの研究者によって、ブラウダのテキストは後世の年代記作者、あるいは年代記を書写した人物によって挿入されたものだと考えられている。

ここから、いつどのようにしてブラウダが『ノヴゴロド第一年代記』に書き加えられたかという問題が生じるが、このことについては今取り上げている問題からそれる恐れがあるので、ここではこれ以上触れることを避け、年代確定の手がかりとなるいくつかの要素についてみていきたい。

最古のブラウダはヤロスラフによって編纂されたと考えられているが、それは正しいと言えるだろうか。ブラウダの条文において、それがヤロスラフによって定められた掟であることを示すような記述がしばしば見られる。たとえば簡素本の第42条（人命金に関する規定）は、「ヤロスラフの租税はこのようなものであった」という言葉で締めくくられているし、拡大本においても「ヤロスラフが裁いたように彼の子等は定めた」と記されている。以上のことなどから、ほとんどの研究者がヤロスラフの時代に何らかの法が整備されたと考えている。ただそれは、現在まで伝わっているブラウダそのものではなかったかもしれないが、いずれにせよ、ブラウダと非常に近い内容を持ったものである可能性が強い。

『原初年代記』によると、ヤロスラフは長年公としてノヴゴロドを治めており、スヴァトポルクとの戦いの勝利はノヴゴロド人の援助なしには成し得なかった。このことを考えると、ヤロスラフがノヴゴロド人に対して何らかの法規を与えたことは十分考えられる。さらに、原初年代記の1015年の項には、ヤロスラフが父ウラジーミルの攻撃を恐れて養っていたヴァリャーグが、ノヴゴロドの人々に乱暴を働いていたことが記されている。ジミーンはこういったヴァリャーグの横暴からノヴゴロドの住民を守るために、法が制定されたのではないかと考えている²²。この見解に対して、最古のブラウダはノヴゴロド人にとって特別な条文がないゆえに、その成立を1016年ではなかったとする反論がある。まさにこのことが、ブラウダがヴァリャーグ人の到来以前に成立したとする意見や、その成立を11世紀と認めながらもやはり1016年以外に見出そうとする意見の根拠のひとつとなっているのである。

最古のブラウダにはノヴゴロド人への配慮があったのであろうか。ジミーンはそのような配慮があったとみなしているが、その根拠を次のように考える²³。

第一に、彼は簡素本第1条が挙げられる。第1条では、殺人が行われた場合、被害者の近親者による血讐が定められているが、もし復讐できる者がいなかった場合、加害者は40グリヴナを支払うことが定められている。この40グリヴナをジミーンは公への人命金だと考えている。ジミーンによると、ノヴゴロド人にブラウダが与えられた時までは、人命金は大部分がヴァリャーグ人で構成されていた公の親衛隊の殺害に対してのみ支払われていた。これに対して、ブラウダはノヴゴロド人の殺害に対する人命金の支払いを定めている。以前はヴァリャーグ人によって殺害されたノヴゴロド人の親族が、

武装し団結した殺人者に対して復讐という手段による罰を与えることができず、被害に対する賠償も得られなかったのに対し、プラウダを与えられたことによって、公への高額の支払いによって罰せられるようになったのである。

第二に、ジミーンは最古のプラウダがいくつかの特定の条項しか含んでいないことを挙げている。最古のプラウダには、10世紀から11世紀初頭にかけて効力を持っていた法規範の全てが記述されているわけではない。たとえば、10世紀にギリシャ人との間で交わされた条約には遺産についての定めなどが明記されているが、最古のプラウダにはそれがない。このことから、ヤロスラフは当時の慣習法や公による制定の全てを伝える目的でプラウダを編纂したのではなく、その内容をノヴゴロド人とヴァリャーグ人の関係に触れる条文のみに制限したのである。ヤロスラフの子等のプラウダや拡大本において、ヤロスラフが定めたと伝えられているにもかかわらず、最古のプラウダに含まれていない条文が存在するのはこのためであると、ジミーンは解釈している。

このように、最古のプラウダはノヴゴロド人をヴァリャーグの横暴から守るために編纂されたとする根拠は十分にあると考えられる。ただそれが1016年であったかどうかは、『ノヴゴロド第一年代記』の記述にしか証拠はない。

チホミーロフ（М.Н.Тихомиров）などの一連の研究者は、最古のプラウダの成立年代を定めるひとつの材料として、『ソフィア第一年代記』の記述を挙げている。この年代記の1035年の項には、次のように書かれている。

ヤロスラフがノヴゴロドに赴き、自分の子のウラジーミルをノヴゴロドに据え、ジジャタを主教に任命し、人々には文書を書いて言った。「この文書に従って貢納を納めよ」²⁴

この記述に従って、チホミーロフは最古のプラウダの成立を1036年頃だと考えている。『原初年代記』によると、この年ヤロスラフはペチェネグ人の襲来に対して、ノヴゴロドの住民とともに戦っている。この労に報いるためにプラウダを与えたのではないかというのである。しかし、この見解は納得できない。なぜなら上に挙げたソフィア第一年代記の記述には、「この文書に従って貢納を納めよ」とあるが、最古のプラウダには貢納に関する条文はひとつもないからである。ゆえに、1036年に何らかの文書が与えられた可能性はあるが、それが最古のプラウダであるという証拠にはならない。

ユシコーフもまた、最古のプラウダの成立を1016年ではないと考えている²⁵。その理由として、彼は『ノヴゴロド第一年代記』の1016年の項に、ヤロスラフのプラウダだけでなくヤロスラフの子等のプラウダも置かれていることを挙げている。さらにユシコーフによると、この年にヤロスラフは兄との戦いの直後、キエフ公位についたばかりであり、そのような不安定な時期にプラウダを出すことはできなかった。それゆえ、プラウダが出されたのは、ヤロスラフがロシアの専制君主となった1030年代ではないかと彼は考えている。

このように、最古のブラウダの成立年代が1016年であるか否かについて、これ以上正確に断定する資料はない。しかしながら、その成立をヤロスラフ統治下、すなわち11世紀前半に見出すことはできるであろう。おそらくジミンが考えるように、最古のブラウダはノヴゴロド人をヴァリャーグの横暴から保護するために与えられた。最古のブラウダに遺漏が多い理由のひとつはこのような事情によるものである。

2. ヤロスラフの子等のブラウダ

簡素本の第二の部分を作成するヤロスラフの子等のブラウダは、ヤロスラフの年長の3人の息子とその従士によって制定されたとされている。ここで名前が挙げられる3人の公は、父ヤロスラフ亡き後、キエフ・ルーシの地の共同統治を行った人物である。一方、彼らのほかに名前が挙げられる3人の従士は、いずれも年代記に記述がみられる。これらの従士のうち、チュジンは1072年にヴィシゴロドの地方長官であり、コスニャチコは1068年にキエフの軍司令官であった。また、チュジンとニキフォルの館が11世紀に存在していたことを示す記述が、原初年代記の944年にみられる。

この簡素本の第二の部分 ヤロスラフの子等のブラウダがいつ成立したかに関して、大別して3つの説がある。

第一に、その成立をウラジーミルとヤロスラフの時代だとする説が挙げられる。この説を唱えるのはゲッツである。ゲッツによると、ヤロスラフの子等のブラウダに付けられた序文は、簡素本を書写した者、すなわち年代記作者が、拡大本第2条の記述によって、簡素本第19条以降の条文がヤロスラフの子等の会議で制定されたと誤解したためだと考えている²⁶。すでに見てきたように、ゲッツの分析はゲルマン法との比較に基づいたものであるが、ゲルマン法の影響をあまりにも重視したために、ロシア人研究者によって、ブラウダのテキスト自体を軽視しているという批判にさらされている。実際、ゲッツはブラウダに対するゲルマン法の影響を立証しようとするあまり、ブラウダのテキストにおいてその前提にそぐわないような記述は、すべて追加法令や年代記作者の誤記であるとした。ユシコーフはブラウダに対するゲッツのこのような姿勢を激しく非難している²⁷。

第二に、ヤロスラフとその子等によって編纂されたとするジミンの説が挙げられる。

ジミンは、ヤロスラフの子等が集まって規約を制定したのは、彼らの長兄ウラジーミルがヤロスラフによってノヴゴロドへ送られた1036年から、父ヤロスラフが死んだ1054年の間であったと考えている²⁸。彼の意見によると、もし1036年に法令が制定されたと考えるならば、当時イジャスラフは11歳、スヴァトスラフは9歳、フセヴォロドは5歳か6歳であった。このように幼年の息子たちが、法令の制定に参加することができたのだろうかという疑問が当然生まれてくる。これに対してジミンは、当時息子たちは公権力の代表者とは名ばかりで、実権は彼らの従士（チュジン、コスニャチコ、ニキフォル）と父ヤロスラフの手中にあったと考えている。子等のブラウダが1036年に制定されたというジミンの説に対して、チホミーロフやユシコーフは疑問を投げかけている²⁹。原初年代記によると、

これらの従士が活躍したのは1070年代であり、法令が制定されたおよそ40年前にも同じ役割を果たしていたとは考えにくいからである。

法令が1036年に制定されたとは限らず、父が死ぬ1054年までの間に制定されたと考えるならば、そのときまでには息子たちも成人し、法令の制定や改訂により積極的に参加することができたと考えられる。

いずれにせよ、ジミーンは簡素本の第二の部分がヤロスラフの生前に編纂されたと主張しており、まさにこのことによって、彼は子等のプラウダが『ノヴゴロド第一年代記』の1016年の項に記されていることを説明しようとしたのである。子等のプラウダの見出しにはヤロスラフの名前は挙げられていない。それは年代記作者が1016年の項ですでにヤロスラフの名前を挙げていたからである。もし子等のプラウダの制定に父ヤロスラフが参加していたならば、年代記作者は簡素本の全ての条文を1016年に置き、簡素本の第二の部分への序文には子等の名前のみを記したと考えられるのである。

第三に、子等のプラウダの成立をヤロスラフの死後とする説が挙げられる。この説を支持するのはユシコーフなどである。その主な根拠は、上に挙げた子等の従士に対する年代記の言及以外に、子等のプラウダに公の利益を保護するような多くの規定が見られることにある。このような規定を、ユシコーフは1068年から1071年にかけてキエフで起こった住民の暴動と結びつけた³⁰。原初年代記によると、この年キエフの住民は公に対して反乱を起こしイジャスラフをキエフから追い出した。その後住民とイジャスラフは和解してイジャスラフはキエフに戻ったが、この事件の後、彼は民会を自分の影響下に置くために丘の上に移すなど、キエフにおける公権力の強化に努めた。この記事と関連して、ユシコーフは子等のプラウダがキエフの暴動の後に制定されたと考え、ヤロスラフの兄弟であるポリスとグレーブの不朽体を新しい教会に移すために、ヤロスラフの子等がヴィシゴロドに集まったという年代記の記述に従って、子等のプラウダの成立を1072年頃ではないかと考えられている。

このように、子等のプラウダの成立を1072年頃だとする見解には十分な根拠があると考えられる。だが、その成立をヤロスラフの時代とする意見も否定することはできない。おそらく、子等のプラウダは一度の会議で制定されたのではなく、数回にわたって制定されたものを集めたものではないだろうか。すでに見てきたように、最古のプラウダはヤロスラフによってノヴゴロド人に与えられたものであり、その中には11世紀前半に効力を持っていたすべての規定が含まれていたのではなかった。公の利益を保護する目的を持つ簡素本の第二の部分は、住民に対する公の権力を強化するために制定されたのであろう。したがって、子等のプラウダには子等によって新しく制定された条文も含まれているとともに、当時まだ効力を持っていたヤロスラフの定めに対する言及もふくまれており、それゆえに年代記作者はすべての簡素本の条文を1016年の項に置いたのではないだろうか。

おわりに

ブラウダは11世紀初頭に公によって初めて発布されたロシア最古の成文法であり、その最初の部分には東スラヴ人の慣習法が非常によく反映している。しかし血讐制度という慣習に代表される血縁原理は、この時代にはすでに遺物であった。血讐は新しい法秩序の確立に努めた公によって制限され、やがて消滅する運命をたどったのである。それはキエフ・ルーシにおいて旧来の血縁共同体が解体し、新しい封建制の段階へと移行する過程をはっきりと反映するものである。また、この文献は実務的な法文献という性格上、『原初年代記』では語られることの少ない、社会の最下層の人々にも言及している。まさにこの点において、ブラウダはキエフ・ルーシ研究において『原初年代記』と比肩しうる、第一級の資料としての価値を持っているのである。本稿ではブラウダをロシア史研究に利用する上で最も重要となる、起源と成立年代の問題について論じた。

ブラウダに含まれるそれぞれの規範の比較は本稿では実現できなかったが、法の発展とそれに反映された社会の発展をより鮮明なかたちで復元する可能性を与えるものである。そしてこのキエフ・ルーシの法文献は、『原初年代記』や考古学資料、言語資料と補完しあうことによって、当時の社会・経済の発展をよりいっそう浮き彫りにするであろう。

これらの主題については機会を改めて論じてみたい。

¹ 条文の区切りに関してはさまざまな説が存在するが、本稿ではジミーンの分類にしたがう。

² 公の家令

³2.,1908. .25-26.

この書名に関しては、.という略記号を使用する。

國本哲男他訳『ロシア原初年代記』名古屋大学出版会、1987年、36頁。

⁴ メロヴィング朝開祖クロヴィスによって6世紀初めに編纂された、フランク人の最初の代表的な法典。

⁵ 7世紀ごろ編纂されたゲルマン人の慣習法典のひとつ。

⁶,1944.;4-,1953. .535.

⁷ 勝田吉太郎「ルス法典研究」494 - 495頁。

⁸ 勝田吉太郎「ルス法典研究」495頁。

⁹ 13世紀中頃、ドイツ人によってドイツ語で筆写されたとされるポーランド法の集成。十字軍が占領したポーランド領の一部を支配する際、作成された。

¹⁰ 9世紀末から10世紀初めにかけて編纂されはじめたスラヴ法の文献。ブルガリア起源とされている。

¹¹ 13世紀末に編纂された南スラヴの法令集。

¹²542.

¹³538.

¹⁴254.

クリュチェフスキー、B.O. 283頁。

¹⁵ Vernadsky G. Medieval Russian Laws., London, 1947 p.5-6.

¹⁶226-227.

クリュチェフスキー、B.O. 260頁。

¹⁷1., .126-127.

『原初年代記』140頁

18 勝田吉太郎「ルス法典研究」511-512頁
19 . .3. .175.
20 /
.1. .,2000. .181.
21223-224.
クリュチェフスキー、B.O. 255頁。
2298.
2390-91.
245. .127.
25292-293.
2699.
27294.
28123.
29295-296.
30298.

参考文献

阿部重雄『タチシチェフ研究』刀水書房、1996年
石戸谷重郎「ルースカヤ・ブラーヴダについて」『奈良学芸大紀要』3-1、1953年
石戸谷重郎『ロシアのホローブ』大明堂、1980年
勝田吉太郎「ルス法典研究」『勝田吉太郎全集』第5巻、ミネルヴァ書房、1992年
河合忠信「ノヴゴロド第一年代記の諸写本」『古代ロシア研究』第12号、1978年
河村盛一『ルースカヤ・ブラーヴダ』黎元社、1953年
國本哲男、山口巖、中條直樹他訳『ロシア原初年代記』、名古屋大学出版会、1987年
久保正幡訳『サリカ法典』創文社、1977年
久保正幡訳『リプアリア法典』創文社、1977年
クリュチェフスキー、B. O. (八重樫喬任訳)『ロシア史講話』1、恒文社、1979年
田中周友『世界法史概説』、有信堂、1968年
マヴロージン(石黒寛訳)『ロシア民族の起源』群像社、1993年
レーベチェフ編(除村吉太郎訳)『ロシア年代記』、弘文堂、1946年
.,1952. .1.
. / , .,1953
.1. .,1926
. .2. .,1908
;
, . .,1950
.//
./,2. .,1951
.,1944.;4- .,1953
. .1, .,1953
.,1999
.//
.1,/, .,1940
.,1998
./

., .1. .,2000

.,1893-1903

.,,1941

., 1950

Kaiser D. The Laws of Rus' Tenth to Fifteenth Centuries., Salt Lake City,1992

Vernadsky G. Medieval Russian Laws., London, 1947
